

一般事業主行動計画について

平成15年に成立された次世代育成支援対策推進法は、企業に仕事と子育ての両立ができる職場環境を整えるための行動計画の策定、公表を義務付けております。弊社も従業員が仕事とプライベートを充実することを目標に以下の行動計画を策定いたしました。

石屋製菓株式会社・石屋商事株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2 内容

【目標1】

出産、子育てをしている労働者が、子育てと仕事を両立できるように
保育所や学童保育等を利用しやすい仕組みを構築する
・保育所や学童保育等の送迎時間に対応しやすい
柔軟な勤務体制の構築・整備

【目標2】

子育てと仕事の両立が可能な就業形態及び雇用形態を整備する
・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、
労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度のさらなる周知

【目標3】

男性従業員に対し、育児休業制度の周知を図る
・育児休業の制度について社内掲示板及び
社内イントラネットを活用し制度の周知を図る